平成 25 年度における契約状況のフォローアップ

平成 26 年 9 月 独立行政法人産業技術総合研究所

1. 平成20年度と平成25年度に締結した契約の状況

(単位:件、億円)

	平成 20 年度		平成 25 年度		比較増△減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(61.7%)	(64.2%)	(66.4%)	(85.8%)	(0.4%)	(79.8%)	(63.1%)	(68.5%)
	1, 829	251. 1	1, 836	451.6	7	200. 5	1, 870	267. 6
企画競争・公募	(34.6%)	(21. 2%)	(31.4%)	(11.4%)	(△15.4%)	(△27. 7%)	(34.8%)	(21.9%)
	1, 026	82. 9	868	59. 9	△158	△23. 0	1, 031	85. 5
競争性のある	(96.4%)	(85.4%)	(97. 7%)	(97. 2%)	(\$\Delta\$ 5.3%)	(53.1%)	(97. 9%)	(90.3%)
契約(小計)	2, 855	334. 1	2, 704	511. 5	△151	177. 4	2, 901	353. 1
競争性のない	(3.6%)	(14.5%)	(2.3%)	(2.8%)	(△41.7%)	(△74.3%)	(2.1%)	(9.7%)
随意契約	108	56. 8	63	14. 6	△45	△42. 2	62	37. 8
合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(A 6.6%)	(34.6%)	(100%)	(100%)
	2, 963	390. 9	2, 767	526. 1	△196	135. 2	2, 963	390. 9

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 比較増△減の()書きは、平成25年度の対20年度伸率である。
- (注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画のものである。

2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由

件数ベースについては、平成25年度において出展に必要となる展示ブースの借り上げが昨年度と比較して4件増加したことや、昨年度に発生しなかったポリ塩化ビフェニル(PCB)の廃棄処分が2件発生したことなどにより、競争性のない随意契約の件数が増加した。

なお、金額ベースでは随意契約見直し計画に掲げた割合に到達している。

<随意契約とした理由>

- ・出展に必要となる展示ブースの借り上げについて 展示会等への「出展」を実施するためには、展示会を主催する「事務局」又は「会場の所有者」との契約を行う以外に手法が存在しないため、随意契約としたものである。
- ・ポリ塩化ビフェニルの廃棄処分について ポリ塩化ビフェニルの適正な処理を推進するために制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に 関する特別措置法」により、処理事業者として指定されている者は「日本環境安全株式会社」以外に存在しないため、 随意契約としたものである。

3. 一者応札・応募の改善状況

(単位:件、億円)

		平成 20 年度	平成 25 年度	比較増△減
2者以上	件数	598 (21.4%)	599 (22.6%)	1 (0.2%)
	金額	132. 2 (42. 4%)	254. 3 (53. 5%)	122.1 (92.4%)
1者以下	件数	2, 194 (78. 6%)	2, 053 (77. 4%)	△141 (△6.4%)
	金額	179.1 (57.6%)	221. 2 (46. 5%)	42.1 (23.5%)
合 計	件数	2, 792 (100%)	2, 652 (100%)	△140 (△5.0%)
	金額	311.2 (100%)	475.4 (100%)	164. 2 (52. 8%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争契約 (一般競争、指名競争、企画競争、公募) を行った係数である。
- (注3) 比較増△減の() 書きは、平成25年度の対20年度伸率である。

4. 一者応札、一者応募に係る改善方策

(URL http://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/procure/pdf/kaizensaku.pdf)

5. 法人と一定の関係を有する法人(関係法人等)との契約状況

平成 25 年度において公示・公募等を行った案件のうち、当法人の関係法人等が契約の相手方となった案件はなかった。

- (注1)「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長)により、平成23年7月1日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。 (注2)関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。
- (1) 関係法人:次の①及び②のいずれにも該当する法人
 - ①当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。
 - ②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。
- (2) 特定関連会社:「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第107に規定する会社(当法人が議決権の過半数を所有等)
- (3) 関連会社:「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第118に規定する会社(当法人が議決権の100分の20以上を所有等)
- (4) 関連公益法人等:「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 129 に規定する公益法人等(理事のうち当法人 OB が占める割合が 3 分の 1 以上等)